

「特別市に関する三市の考え方」に対する神奈川県を受け止め

令和8年9月1日付けで横浜市・川崎市・相模原市から公表された「特別市に関する三市の考え方（以下「考え方」という。）」に係る本県の受け止めについて、主なものは以下のとおりです。

1 県の総合調整機能への影響

三市は「広域的な行政課題に対応するための調整機能の重要性を十分認識しており、特別市制度はその機能に支障を生じさせるものではない」と主張（「考え方」7頁）していますが、例えば、特別市とその他市町村で利害が対立した時にはどのように調整するのか、といった懸念には一切答えておらず、解決策は示されていません。

2 広域行政への影響

三市は「広域行政は制度そのものによって成立するものではなく、関係自治体の信頼関係と協力によって成り立つ」、「特別市制度そのものが広域行政を阻害するものではない」と主張（「考え方」10頁）していますが、例えば、特別市とその他市町村で利害が対立した時にはどのように調整するのか、といった懸念には一切答えておらず、解決策は示されていません。

上記1・2では、いずれも特別市制度が悪影響を及ぼすものではないとだけ主張していますが、問題が生じた時にどう対応するかといった疑問には答えておらず、これまで示してきた懸念は全く払拭されていません。

それは特別市制度が一層制という地域を分断する仕組みであることにその要因があると考えています。

3 財政面への影響

（三市による試算）

三市は「県の収支がプラス約130億円となる可能性がある」と主張（「考え方」15頁）していますが、算出与件の詳細は明らかにされておらず、どのような試算をしたのか不明です。

財源不足が約680億円となる県の試算と大きく異なっていますが、公表資料から推察すると、本来、財源移転すべき「財政基金繰入金」や「繰越金」といった歳入（約600億円）について、実態にあった三市への移転が行われていないと考えています。

三市の試算を前提にしても、約600億円の65%の約400億円は、三市に財源が移転します。これを考慮すると少なくとも県は約270億円の財源不足になります。

このように、三市の試算には疑問があり、本県が先に試算した、約680億円の財源不足になるとの認識に変わりはなく、財政面での懸念は払拭されていません。

財政面の影響については、三市から根拠資料などを提供していただいた上で、精査していく必要があります。

(不均衡が生じた場合への対応)

県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合の対応として、調整手法のイメージのみが示されましたが、将来にわたり財源調整が機能するのかといった重要な点が示されていません。制度設計の根幹部分が示されていないイメージだけでは、判断することができません。

4 市民・県民への費用負担

三市は「法制化後の制度設計や移行協議の中で整理していくべき事項」と主張（「考え方」18 頁）していますが、制度移行前に整理しないと法制化が妥当か否かも判断できないため、問題点を先送りせず、法制化前に整理する必要があります。

三市の区域には、県有施設が約 700 箇所あり、それらの財産価格の総額は 1 兆円を超えています。仮に、三市が特別市へ移行し、県の区域外となれば、基本的には、県の区域内に移転するか、特別市に移管等をするようになるため、市民・県民の負担は莫大になるとともに、作業も膨大なものとなると考えています。

5 住民代表機能への影響

三市は「特別市制度は住民自治を弱めるものではなく、むしろ強化する」と主張（「考え方」19 頁）していますが、特別市は一人の市長と市議会のみで、県の事務や権限を併せ持つ巨大な一層制の自治体を運営することになるため、住民と行政の距離は遠くなり、多種多様な行政課題に適時・適切に対応できるか疑問です。

昭和 31 年に廃止された旧特別市制度でも、区長は公選としていることから、三市の主張する特別市制度は住民自治を後退させていると言わざるを得ません。

また、特別市が実現すれば、道府県知事・議会への選挙権を行使する機会が減り、制度的不均衡が生じるという問題には一切答えておらず、住民代表機能への影響の問題は解消されていません。

6 まとめ

三市の試算を前提にしても、県が試算をすると、約 130 億円のプラスから、約 270 億円のマイナスになり、三市の試算には疑問があります。

したがって、本県が先に試算した、約 680 億円の財源不足になるとの認識に変わりはなく、財政面での懸念は払拭されていません。

また、県と特別市の財源配分に著しい不均衡が生じる場合の対応として、調整手法のイメージのみが示されましたが、既存の財政調整の仕組みと両立するのか、また、将来にわたり財源調整が機能するのかといった重要な点が示されていません。

さらに、財政面への影響以外の論点についても、三市は従来の主張を繰り返しており、具体的な解決策等は示されていません。

そのため、県及び県内市町村、全国知事会、関係団体が指摘する、特別市制度に対する懸念には答えていないものと考えます。

こうした課題や懸念を明確に払拭することなく、先送りしたままで、特別市の法制化に向けた議論を進めるべきではないと考えます。

本県としては、県内市町村、全国知事会、関係団体等とも、今回の「三市の考え方」に対する本県の受け止めを共有し、引き続き法制化阻止に向けて、連携しながら取り組んでまいります。

以上